特集

市役所の仕事と職員名簿

市では４月１日付けで人事異動を行いました。各課における仕事の概要と、４月１日時点の職員配置についてお知らせします。

■問い合わせ先
総務課　☎53－3112

本庁舎住所
香美市土佐山田町宝町１丁目２番１号

代表電話
☎53－3111

開庁時間
8：30～17：15
12時から13時までは昼休み、ただし、戸籍・住民票・印鑑証明書・市税証明書・母子健康手帳・健康手帳の発行、市税収納、保険証の再交付、上下水道料金収納の業務は行っています。

香美市民憲章 －平成24年4月1日制定－

市章

市の鳥 かわせみ

前文

私たちの香美市は、美しく、豊かな自然に育まれています。
先人が築き上げた尊い文化や伝統を受け継ぎ、人々が愛と勇気を心に持ち、誰もが幸せを感じられるまちを目指し、ここに市民憲章を定めます。

市の花 あじさい

本文

1、豊かな自然を守り、美しいふるさとを未来に届けましょう。
1、互いに思いやり、ささえあう、心安らぐまちにしましょう。
1、歴史に学び、伝統を守り、高め、文化の香りあふれるまちにしましょう。
1、子どもたちの笑い声は宝物、みんなで見守り育てましょう。
1、感謝の気持ちを大切に、元気で働き、仲よく住みよいまちにしましょう。

市の木 すぎ

このページから18ページまで取り外して、職員名簿としてご利用いただけます。

国民健康保険税率を改正しました

国保財政の健全で安定した運営を図るために、平成30年度の税率を改正しました。
国保税は国保を支える大切な財源です。加入者の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

改正のポイント

①資産割が廃止
②医療分の均等割21,000円→22,500円
③後期高齢者支援金分の均等割6,000円→7,200円

区分	説明	税率		
		医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	昨年中の所得金額－基礎控除（33万円）	6.3%	2.0%	2.0%
均等割	被保険者１人につき	22,500円	7,200円	7,000円
平等割	１世帯につき	15,000円	6,000円	6,000円
最高額	１世帯につき	54万円	19万円	16万円

※所得によっては、均等割・平等割額の7割、5割、2割を軽減する制度があります。また、病気や災害等で国保税の納付が困難な場合、申請により減免されることがあります。

平成30年度より高知県と香美市が共同で国民健康保険を運営することとなり、今後は県から示される保険料率を参考に税率を決定します。

【問い合わせ先】市民保険課保険班　☎53－3115

消防設備の違反建物を公表します

消防法で定められた設備が適正に設置されていない建物の公表制度を、平成31年4月から開始します。
建物を利用する方が、その建物の危険性に関する情報を入手できるよう、消防法令違反情報をホームページで公表する制度です。
建物の用途変更、増改築や建物同士の接続などで、新たに消防用設備の設置が必要となり、公表の対象となることがあります。このような工事や用途の変更などを計画されている建物関係者の方は、事前に消防本部にご相談ください。

【公表の対象となる建物】
◆不特定多数の方が利用する建物（遊技場・飲食店・スーパー・ホテル　など）
◆自力で避難するのが難しい方が利用する建物（病院・社会福祉施設など）

【公表の対象となる違反】
消防法で設置が義務づけられている次の設備について、適正に設置されていない重大違反が対象です。
・屋内消火栓設備
・スプリンクラー設備
・自動火災報知設備

【公表する内容】
・建物の名称、所在地
・違反の内容　など

【問い合わせ先】
消防本部消防課予防班
☎53・4176

年金の手続きはマイナンバー持参で

年金に関する届け出や申請には、原則として、**個人番号（マイナンバー）**の記載が必要です。手続きの際には、マイナンバーカードもしくは通知カードの持参をお願いします。
なお、ご自身のマイナンバーが不明な場合、年金手帳の持参をお願いします。
※通知カードの場合、本人確認書類（運転免許証等の身分証明書1点か、健康保険証等の被保険者証や年金証書または年金手帳等を2点）が必要です。

【問い合わせ先】
南国年金事務所
☎088・864・1111
市民保険課保険班
☎53・3115

森林の開発には届け出が必要です

市内の森林で、小規模な林地開発（1000㎡以上1万㎡未満）を行う場合、事前の届け出が必要です。
これは、乱開発を抑制し、災害などの発生を防ぐことを目的としたものです。
なお、1万㎡以上の開発を行う場合は、県知事から開発行為の許可を受ける必要があります。

【対象となる森林】
森林法第5条の規定による『地域森林計画』の対象となる香美市内の民有林

【提出期日】
開発行為を行う30日前

【問い合わせ先】
農林課林政班☎52・9283

林地台帳が閲覧できます

森林の所有者や林地の境界に関する情報などをまとめた林地台帳の運用が、4月から開始されています。
これは、施業集約化や適切な森林整備に活用することを目的としたものです。

【閲覧方法】 窓口で申請することで、誰でも閲覧できます（個人情報を除く）。

【手数料】 1件300円
※森林所有者や林業事業体などが申請する場合、適切な森林施業の実施または施業の集約化につながるものは無料。

【問い合わせ・閲覧先】
農林課林政班☎52・9283

香美市総合防災マップを作成し、配布しています。ぜひ防災活動に活用してください。
このマップは、自治会を通じて配布するほか、市役所本庁や各支所で配布しています。